

協同農業普及事業の実施に関する方針

平成２８年３月
(平成２９年３月 一部改定)

熊 本 県

目次

第 1	協同農業普及事業の推進方向	1
第 2	普及指導活動の課題	1
1	くまもと農業を支える産地の育成・強化	
2	くまもと農業を担う人材の育成	
3	地域資源を生かした農業の活性化	
4	地下水と土を育む農業の推進	
5	中山間地域における持続可能な農業の展開	
第 3	普及指導員の配置に関する事項	5
1	普及指導員の配置	
2	普及指導員の計画的な養成及び確保	
3	農業革新支援専門員の配置	
第 4	普及指導員の資質の向上に関する事項	6
1	普及指導員育成計画	
2	研修の実施	
3	調査研究・研究会活動等の充実強化	
第 5	普及指導活動の方法に関する事項	8
1	農業者に対する支援の充実・強化	
2	普及指導活動の効果的な実施	
3	民間との連携の在り方	
4	農業大学校における研修教育の充実強化	
第 6	その他協同農業普及事業の実施に関する事項	11
1	行政施策への対応	
2	農業改良普及推進会議	
3	関係指導機関との連携	
4	農業に関する教育への協力	
5	海外技術協力への対応	

第1 協同農業普及事業の推進方向

本県の協同農業普及事業は、農業改良助長法の規定に基づき、普及指導員が直接農業者に接しながら、担い手や生産組織等の育成並びに農業生産振興等の重点農業施策を推進するため、担うべき役割を明確にした上で、行政や研究組織と連携し、効果的かつ効率的に普及指導活動を実施する。

特に、消費者ニーズを的確に捉えた個性ある農畜産物や、魅力ある産地づくりが重要であり、高度な技術・経営方式等を迅速かつ的確に普及定着させ、地域農業のニーズを行政・試験研究機関につなぐ等、農業関連施策及び技術開発と普及指導活動の連携を図りながら進める。

さらに、本県農業に甚大な被害をもたらした、平成28年4月の熊本地震からの復旧・復興を進めるとともに、農業・農村を維持・発展させるため、稼げる農業の更なる加速化と中山間地域における持続可能な農村づくりの実現に向けた普及指導活動を展開する。

このため普及指導員は、高度な技術を指導する「スペシャリスト機能」及び関係機関等との連携の下に課題の解決を支援する「コーディネート機能」を併せて発揮し、地域農業の課題解決に向けた取組等を総合的に支援する。

なお、この実施方針の下、おおむね5年間の普及指導活動を計画的に展開する。

第2 普及指導活動の課題

普及指導活動については、国の施策の展開方向及び県の施策と連動し、民間との役割分担を図りつつ、地域の実情、農業者のニーズ及び関係機関の意見を踏まえ、次に掲げる課題について重点的に取り組む。

1 くまもと農業を支える産地の育成・強化

魅力ある産品づくりを進めるため、試験研究機関、大学、民間等との連携を強化し、普及技術の高度化を図り、消費者・実需者ニーズに応じた農畜産物等の供給に加え、シーズの創出等、産地の戦略的な取組を支援する。

また、安全・安心な農業生産を基本として、高生産性農業の確立、低コスト生産等の取組を支援し、国際競争力の強化を図る。

(1) 魅力ある産品づくりと高品質・安定生産のための技術普及等

ア 土地利用型農業の推進

販路の確保や需要動向を踏まえた計画的な生産に配慮しつつ、実需者や消費者の需要に即した魅力ある米・麦・大豆づくりを支援する。また、最近の地球温暖化等の気象変動に対応した新品種・新技術や栽培体系の導入を支援する。

イ 高品質園芸産地の育成

栽培管理技術の確立や品質管理体制の構築、新品種・新技術の導入推進

等により、魅力ある産品づくりと産地化を支援する。特に、農産物価格の伸び悩みや資材価格の上昇による所得減少に対応するため、省エネ・低コスト技術や次世代型施設園芸を推進するとともに、地球温暖化等の気象変動に対応した新品種・新技術の導入による高品質・安定生産の取組を支援する。

ウ 地域特産物産地の育成

いぐさ、茶等の地域特産物については、新品種・新技術の導入等により生産安定や品質向上に向けた取組を推進し、消費者ニーズに応じた商品の供給体制の強化を支援する。

エ 高品質な畜産物生産による経営安定

生産現場と試験研究機関が一体となった品種・系統の育種改良・導入、飼養管理の新技術導入等を推進し、生産基盤の強化と特色ある畜産物生産を支援する。

また、飼料作物や飼料用米、エコフィード等、地域で生産・安定確保が可能な飼料資源活用技術導入を推進するとともに、「熊本型放牧」の技術導入や体制整備、「畜産クラスター計画」等の地域畜産の将来ビジョン策定、コントラクターや自給飼料活用型TMRセンター等外部組織の体制構築・整備、個別経営体の低コスト化、省力化に資する取組等を支援する

併せて、家畜排せつ物の適正処理技術の向上を支援する。

(2) 安全で信頼ある産品づくり

安全で信頼ある農畜産物生産のため、生産者の食料供給者としての意識向上を図り、県産農畜産物の安全性を確保するためGAP（農業生産工程管理）への取組を支援する。

併せて、生産履歴の記帳、生産流通履歴を追跡できるトレーサビリティシステムや畜産物の生産段階での衛生管理手法（HACCP方式）等、消費者からの信頼性向上を図る取組を支援する。

(3) 6次産業化と農商工連携の推進

地域農産物の特徴を生かした個性ある加工品の開発やこれら加工品の流通販売に係る取組等、経営の多角化を目指す農業者の取組を支援する。

また、農山漁村の有する地域特産農産物、美しい景観など長い歴史の中で培ってきた貴重な資源を有効に活用して、農業者が商工業者・観光業者等の他業種との連携を図る農商工連携の取組を支援する。

2 くまもと農業を担う人材の育成

認定農業者、地域営農組織、青年農業者、新規就農者等の意欲ある多様な担い手の育成に取り組むとともに、経営改善の取組に対する支援を行う。

また、女性農業者の農業経営参画や活躍促進の支援に努める。

(1) 認定農業者の育成及び法人化の推進

認定農業者をはじめとする地域農業の担い手の技術・経営改善の取組を支援するため、集合研修、個別相談活動や技術及び経営等に関する情報提供を行いながら、経営管理能力の向上を図る。

また、本県農業の維持・発展を図るため、次世代の担い手への円滑な経営継承の取り組みを支援する。

特に、認定農業者の経営改善への取組等を集中かつ重点的に支援するとともに、経営意欲の高い認定農業者については、法人化に向けた重点的な経営指導や相談活動を強化する。

なお、将来にわたる担い手の確保並びに女性の能力発揮を促進していくため、認定農業者の集合研修等に当たっては、意欲ある青年農業者や女性等の参加促進に努める。

(2) 地域営農組織の育成

土地利用型農業の担い手である地域営農組織については、農業者の合意形成を図りながら組織の育成支援に取り組むとともに、熟度の高い組織については、農業機械の効率的利用や経営の規模拡大・多角化等、地域の実情に応じた法人化に向けた取組を支援する。

併せて、法人化した組織の円滑な運営が確立するよう活動を支援する。

(3) 多様な就農形態に対応した新規就農者の確保・育成

新規就農者については、新規学卒だけでなく、Uターンや定年帰農、非農家からの新規参入、農業法人等への就職就農など多様な就農形態に対応し、市町村、農業委員会、農協、NPO法人、農業大学校及び農業高校、普及指導協力委員、県新規就農支援センター、先進的な農業者等との連携の下、就農促進活動を充実するとともに、就農相談・研修・独立・定着等の各段階に応じたきめ細やかな就農促進対策を推進する。

また、青年農業者の生産及び経営技術に関するプロジェクト活動を支援するとともに、地域農業振興等に向けた組織活動を促進しながら、地域農業の担い手育成に努める。

なお、企業等の農業参入については、市町村、農業委員会、農業団体、農業大学校等と連携し、地域との調和に十分配慮しながら、参入企業等が安定的に営農を継続できるよう栽培技術指導等の支援を行う。

(4) 女性の経営参画・活躍促進

女性農業者が力を十分発揮できるよう、女性の地域社会や経営への参画を

促進していくため、生産及び経営技術の向上等に向けた支援を行うとともに、家族経営協定の推進及び協定内容の充実にに向けた支援を行う。

3 地域資源を生かした農業の活性化

高齢化の進行と担い手の減少により耕作放棄地の発生が懸念される中、農地の有効利用、地産地消活動等、地域農業の活性化に向けた取組を支援する。

また、地域の特性に応じた農業生産、直売所を利用した地域農産物等の販売等の地域農業の活性化に向けた取組を支援する。

さらに、近年、増加しつつある農作物生産への鳥獣被害を防止するための取組を支援する。

(1) 農地の有効利用の推進

農地の有効利用を図るため、人・農地プランの作成・見直しに必要な地域の合意形成活動、認定農業者等の担い手への農地の集積・集約化や遊休農地などの利活用促進の取組みを支援する。

また、農業の生産条件の整備や多面的機能の維持増進を図る取組に対する合意形成活動を支援する。

(2) 地産地消の推進

農業者と消費者の信頼関係を構築し、「食と農」の大切さへの理解を促進するため、物産館や直売所等を拠点とした地産地消活動に取り組む生産者組織や、農産加工グループ等の活動を支援する。

また、農業者の農業理解活動を支援し、伝統野菜等の栽培及び利活用を促すとともに、地域の食文化を継承することで、県民の豊かな食生活の実現と地域農業の理解促進に努める。

(3) 鳥獣害防止対策に対する支援

関係機関と連携し、鳥獣被害に対する情報の共有とより効果的な捕獲・防除等の技術情報の提供等を行うとともに、集落や地域全体での被害防止対策への取組を支援する。

4 地下水と土を育む農業の推進

熊本県地下水と土を育む農業推進条例に基づき、本県の農業が地下水と土を育みながら健全に営まれ、安全で安心な食料を安定して生産する力が将来にわたって確保されるよう、環境に配慮した農業を推進し、土づくり、減農薬及び減化学肥料の取組、耕畜連携による有機資源の有効活用、有機農業の安定生産に向けた取組等、環境への負荷軽減の取組を支援する。

(1) 環境にやさしい施肥・防除技術の普及

環境負荷を軽減する環境保全型農業を推進するために、病虫害発生予察や土壌分析等の科学的データに基づいた適正な資材施用技術の普及定着を支援する。

特に、化学資材の投入を低減するために、施用技術では有機質肥料や肥効調節型肥料の施用等、また、防除技術では天敵や太陽熱消毒等の技術を組み入れた総合的病虫害管理（I P M）手法の導入等を支援する。

(2) 耕畜連携による土づくりの推進

完熟堆肥や緑肥等の有機資源を有効活用し、土壌の物理性、生物性の向上をはじめ、地力の維持・増進を図る。

また、耕畜連携の強化を図り、堆肥共励会等を活用した良質堆肥の製造、耕種農家への良質堆肥の情報提供、広域流通体制の構築等、利用推進上の課題解決を支援する。

5 中山間地域における持続可能な農業の展開

中山間地域は平坦地域に比べ、生産条件が不利で、高齢化や担い手不足も深刻化しているため、基盤となる収入の柱づくりや多様な担い手の確保、地域資源を生かした中山間地域ならではの取組を支援する。

(1) 中山間地域における所得と多様な担い手の確保

担い手の農業所得を確保するため、収益性を高める栽培技術や新規品目の導入、地域に適した農作物への転換を図り、加工・直売等による地域農産物等を生かした新たな価値の創出に向けた取組を支援する。

また、意欲ある新規参入者やJ Aを含む企業の農業参入に対し、栽培技術指導等の支援を行い、営農定着を促進する。

(2) 中山間地域の農村振興に対する支援

中山間地域の持続可能な農業農村の振興を図るため、地域資源を生かした都市農村交流等、農業・農村への理解促進や、農山村の魅力を発信する活動を支援する。

第3 普及指導員の配置に関する事項

1 普及指導員の配置

普及指導活動を実施するため、各広域本部（地域振興局）農林（水産）部の11か所並びにい業研究所に、農業改良助長法（以下「法」という。）第12条第2項各号の普及指導センターの事務をつかさどる農業普及・振興課及びいぐさ普及指導室（以下、「農業普及・振興課等」という。）を設置し、法第8条第2項各

号の事務を行う普及指導員を配置する。

普及指導員の配置に当たっては、地域農業の担い手への技術指導や情報提供、就農希望者への相談活動や情報提供等、地域の課題に応じた普及指導活動を行うため、総合的に考慮する。

また、普及指導員が有する「スペシャリスト機能」及び「コーディネート機能」が発揮されるよう、地域において必要とされる専門分野、普及指導員の経験年数や年齢構成を配慮する。

なお、普及指導員が農業者との信頼関係を構築した上で、効果的かつ効率的な普及指導活動を継続して行い得るよう、普及指導員の在任期間にも配慮する。

2 普及指導員の計画的な養成及び確保

意欲と高い問題意識を持つ普及指導員を継続的に養成・確保するため、普及指導員の任用資格を目指す者を経験豊富な普及指導員の監督の下で育成できる体制づくりに努めるとともに、普及業務に従事させることを通じて、現場での課題解決能力等の向上を図る。

また、集合研修等を通じて農業に関する基礎的・専門的な技術、普及指導活動手法に関する知識の習得を図る。

3 農業革新支援専門員の配置

専門分野に関する高い知見や関係機関との調整力を有した普及指導員を協同農業普及事業の運営に関する指針（以下「運営指針」という。）第3第2項の農業革新支援専門員として農業技術課に配置し、第5第2項の3の農業革新支援センターとする。

農業革新支援専門員は、県全域を活動範囲として各地域の普及指導員等と連携・役割分担を明確にしたうえで、広域的な重要課題等の解決に向けた普及指導活動の企画立案・総括・指導、普及指導員の研修及び指導能力の高位平準化に向けた活動、試験研究機関・行政機関・教育機関との連携の企画調整・推進、研究開発への参画や専門技術の高度化及び政策課題への対応を行う。

また、地域農業の生産面・流通面の革新を図る「重点プロジェクト」に取り組む。

さらに、先進的な農業者等からの高度かつ専門的な技術や経営に関する相談に対応するとともに、気象災害等への危機管理及び技術対策確立に向けた支援を行う。

第4 普及指導員の資質の向上に関する事項

1 普及指導員育成計画

普及指導員の資質を継続的に向上させ、中長期的な視点から普及事業に必要な人材の確保と配置を進めるため、普及指導員育成計画を策定する。

これに基づき年度ごとの研修実施計画を作成し、研修を計画的・効果的に実施

するとともに、各種研修結果の効果的な活用を図る。

2 研修の実施

(1) 基本的考え方

普及指導員が、「スペシャリスト機能」と「コーディネート機能」を併せ持ち、普及指導活動でこれらの機能を十分に発揮するため、普及指導員に対する研修の充実強化等に努める。

普及指導員の資質向上については、自己研修及び職場内研修を基本とし、国との役割分担を踏まえ、効果的・効率的かつ体系的に普及指導員の資質向上研修を実施する。

なお、これらの研修を実施する際には、各自の資質や解決すべき課題等に応じて、必要な能力を計画的に強化するものとし、国が実施する研修への派遣や最新のＩＣＴ（情報通信技術）の効果的な活用に努める。

(2) 研修の進め方

研修の実施に当たっては、自己研修、職場内研修を基本としつつ、担当業務に対応した研修を実施する。また、実践指導力強化期、専門・総合指導力強化期、企画・管理能力強化期の段階を踏まえて、普及指導員として求められる能力を十分発揮できる人材を育成する。

なお、研修の目的に応じて、先進的な農業者、大学、試験研究機関、民間企業、専門家等多様な者との連携を図る。

(3) 研修の内容

ア 職場内研修

普及指導員の資質能力向上の基本は、日常の自己啓発を図りながら、普及指導活動を通じて学ぶ職場内研修にある。このため、所属長は積極的に研修に取り組む職場環境づくりに努め、職場内研修の充実・強化を図る。

また、国及び県の研修の成果の波及を図るため、職場内で研修報告を実施し、普及指導員としての共通認識を高めるとともに専門項目への活用を図る。

イ 県が実施する研修

(ア) 実践指導力強化研修

新たに任用された普及職員については２年間を新任期とし、初年度には普及指導活動基礎及び専門技術の養成研修を重点的に実施し、次年度には実践的技術の養成や効果的な普及指導活動を行うための研修を実施する。

(イ) 専門・総合指導力強化研修

新技術の普及定着、現場技術の総合的な組立等による課題解決のための能力向上を図るため、地域の農業経営の実態に即した経営管理、経営

分析等の実践的な研修を実施する。

なお、他機関からの転入者及び部門変更者に対しては、緊急的に技術向上を図るための研修を実施する。

(ウ) 企画・管理能力強化研修

普及指導活動総体の企画調整・管理運営能力を強化するための研修を実施する。

ウ 国の研修への普及指導員の派遣

国が主催する研修については、普及指導活動の経験年数、本人の希望や所属長の推薦等を総合的に勘案し、農業革新支援専門員及び普及指導員を計画的に派遣し、指導能力の向上を図る。

3 調査研究・研究会活動等の充実強化

資質向上の観点から、普及指導員が行う課題解決のための調査研究活動や、その成果や共通課題の検討、情報交換等についての活動等の充実強化に努める。

加えて、農業革新支援専門員は調査研究の助言及び支援を行う。

第5 普及指導活動の方法に関する事項

1 農業者に対する支援の充実・強化

普及指導活動については、公的な立場である普及指導員が行うものと民間等が行うものを俯瞰しつつ、先進的な農業者等との意見・情報交換を密に図り、農政の展開方向及び各地域の状況に応じて、普及指導員による取組の必要性及び緊急性が高いものに重点化を図る。

また、普及指導活動の対象者を認定農業者、青年農業者をはじめとする経営改善に意欲的な農業経営体、新規就農者、経営参画に意欲的な女性農業者及びその集団に重点化する。

併せて、新規就農者の円滑な確保・育成を図るため、農業大学校等が行う農家派遣研修に対する協力、農大生や就農希望者等を対象に、就農に必要な農業技術・経営等に関わる現地情報の提供や現地研修会の開催等、農業大学校等との連携に努める。

さらに、普及指導活動の課題に応じて、農協が行う営農指導をはじめ、市町村、農業委員会等が担うべき分野を明確にした上で、適切に役割分担を行う。

2 普及指導活動の効果的な実施

(1) 農業普及・振興課等の活動体制

農業普及・振興課等の活動体制は、地域の実情や情勢変化に弾力的に対応した普及指導活動を展開するため班体制とし、普及指導活動の時間が十分に確保されるよう、適切に業務管理を行う。また、緊急・突発的な課題が生じた場合、プロジェクトチームの設置や各専門部門との連携により迅速に対応する。

併せて、農業者に対する普及指導活動並びに調査研究活動を効果的・効率的に行うため、就農・営農相談室、土壌診断施設等の充実や機材の整備を図る。

加えて、技術情報をはじめとする各種情報を迅速に農業者等に提供できるよう、ＩＣＴを活用した情報提供及び相談の機能強化に努める。

(2) 農業技術課（農業革新支援センター）の活動体制

農業技術課（農業革新支援センター）の活動体制は、普及指導員の専門分野ごとにおける普及課題解決の総括・支援活動を効果的・効率的に展開できるよう班体制とする。

また、農業技術課（農業革新支援センター）は、各地域の農業普及・振興課等と一体となり、試験研究機関、行政機関、農業大学校との連携を図りながら、普及指導活動の総合化に努め、普及組織の役割強化を図る。

さらに、行政施策の推進に当たっては、普及事業の役割や機能がより明確になるよう、農林水産部関係各課との検討協議を行う等その一体的な推進に努める。県全域にわたる、あるいは地域横断的な緊急性の高い課題が発生した場合については、必要に応じて専門項目を配慮したプロジェクトチームを編成し迅速な解決に努める。

なお、先進的な農業者等に対する専門的な情報提供や高度な相談機能を充実させるための機材を整備するとともに、農業者や地域農業の課題解決に向けて、以下の取組みを行うよう努めるものとする。

ア 運営指針第5第2項の3に定められた農業革新支援センターの機能を発揮し、農業普及・振興課等では対応が困難な高度かつ専門的な技術や経営に関する相談に対しては、必要に応じて国や他の都道府県との全国的なネットワークを活用しながら、適時・適切に対応する。

イ 既存技術で対応できない課題や先進的な技術の現地適応等については、独立行政法人、大学、民間企業等産学連携を支援する機関等との積極的な連携に努める。

ウ 試験研究については、課題設定の計画段階から農業革新支援専門員が参画し、普及組織の総合力を発揮できるものとなるように努める。さらに、開発技術の普及状況や問題点等を的確に試験研究機関につなぐ等、普及組織による研究成果のフォローアップを強化する。

(3) 計画的な普及指導活動の実施とその成果等の適切な評価

ア 普及指導計画の策定

普及指導活動を総合的かつ計画的に行うため、実施方針に即し、各地域の農業及び農村の中期的方向を踏まえて、おおむね3カ年の普及指導活動による成果目標を明確にした普及指導計画を策定する。

普及指導計画は、普及の機能を最大限に発揮し、活動成果が期待できる、

真に普及組織として取り組むべき課題に対して、市町村、農協等の関係機関との役割分担を明確にした上で、効果的・効率的に普及指導活動を展開させるために必要なものであり、適切な進行管理を行う。

また、普及指導計画策定に当たっては、地域の農業者、市町村、農業団体等の参画により、関係者の合意のもとに活動が展開されるよう十分に配慮する。

イ 普及指導活動の評価

普及指導計画の評価に当たっては、普及指導活動及びその成果について記録を適切に行うとともに、必要性、有効性、効率性等の観点から、内部評価及び外部評価を行い、その成果に基づき改善方策の検討等を実施する。

3 民間との連携の在り方

(1) 普及指導協力委員制度等の活用

協同農業普及事業を効果的かつ効率的に実施する観点から、新技術の実践や青年農業者の育成等を行う先進的農業者、農業経営及び農産物の加工・販売その他農業に関連する事業について識見を有する者を普及指導協力委員に委嘱し、その協力を得ることとする。

また、新規就農者の栽培技術指導や農業理解等の活動において、本県が委嘱している地域農業サポーターの協力を得るように努める。

なお、農業者等の6次産業化に向けた取組については、6次産業化プランナー等の民間の専門家との情報交換や連携の下に進めるように努める。

税務、会計・経理、労務管理等専門性の高い分野については、基本的には、税理士や社会保険労務士等の民間専門家に委ねる。

(2) 農業協同組合との役割分担・連携

普及組織が主体的に関わる必要がある課題について、どの程度関与する必要があるか、他の組織における取組が中心となることはできないかといった観点から、農協との役割分担を県段階・地域段階で明確にした上で普及指導活動を行う。

特に、既に確立された技術による生産の高位平準化や、簡易な病虫害・土壌・生育診断等の一般的な営農指導等については、農協の営農・生活指導組織が主体的に担当するよう役割分担を進める。

その際、農協との役割分担を円滑に行うため、営農指導員を構成員とする技術者連絡協議会等の様々な機会を通じて情報提供を行うなど連携を強化する。

(3) 金融機関との連携

農業制度資金等の借入希望農業者等を対象とする普及指導活動にあたっては、適切な計画がなされるとともに、融資後の経営改善等が確実に達成される

よう、日本政策金融公庫、地方銀行、農協等の金融機関等の密接な連携に努める。

4 農業大学校における研修教育の充実強化

農業大学校においては、将来の農業を担う人材を養成する中核的研修教育機関として、魅力ある研修教育内容の充実や施設整備を図るとともに、普及や試験研究機関及び企業・大学等の外部専門機関との連携を深め、実践的学習の高度化・専門化を図る。

また、普及や試験研究機関と密接に連携し、農業者の学び直しの場としての農業技術・経営研修や多様な人材の新規就農支援研修及び中山間地域の農村振興支援研修を実施するなど「開かれた農業大学校」としての研修教育を充実する。

さらに、農業関係高校等との連携を強化し、高校生の農業大学校への進学を促すとともに、就農意欲を喚起するための研修機会の提供や学校農業クラブ活動の支援等を行う。

第6 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

1 行政施策への対応

普及指導活動の主体性を確保しつつ、効果的・効率的な課題解決の手段として、農業改良資金や就農支援資金等の制度資金、並びに各種補助事業等を普及指導計画に明確に位置づけ、普及組織の役割を明確にした上で、各広域本部（地域振興局）の関係各課、市町村及び農協等の関係機関と密接に連携を図りながら普及指導活動を展開する。

また、行政施策に対する農業者への迅速な理解促進、並びに農業者ニーズの行政施策への的確な反映を図ることが重要であることから、関係機関との連携を一層強化する。

なお、家畜伝染病対策については、関係機関と連携し生産者等の防疫意識向上を推進するとともに、発生時には地域支援対策本部に参画し、家畜保健衛生所等が行う防疫対策対応への協力・支援を行う。

2 農業改良普及推進会議

各広域本部（地域振興局）の関係各課、市町村、農業団体、農業者組織等の関係組織と密接に連携を取る場として、農業普及・振興課等を単位として地域農業改良普及推進会議（以下「推進会議」という。）を開催し、地域農業の活性化や役割分担の明確化等を通じて、普及指導活動の機能強化を図る。

推進会議においては、次に掲げる普及指導活動推進に係る事項について、定期的な協議を通じて、効果的・効率的な普及指導活動を展開する。

（１）普及指導計画の樹立

（２）普及指導活動の評価

(3) 関係機関との連携及び役割分担

(4) その他普及指導活動の推進に関すること

3 関係指導機関との連携

市町村、農協等の関係機関で構成する営農連絡協議会や、市町村農業担い手育成総合支援協議会等と密接に連携するとともに、各種協議会等での普及指導員の役割を明確にした上で、総合的な指導効果を発揮するよう努める。

地域の多様な資源の活用等による地域農業の振興を図る観点から、林業や水産業に関する普及指導員等、農業以外の産業に関する指導機関との連携を図る。

また、全国的な普及指導活動の課題に関する普及指導員の効果的な活動を確保するため、当該課題に係る都道府県間の情報の共有、技術協力に努める。

4 農業に関する教育への協力

県民の農業に対する理解の促進及び将来における農業の担い手の確保に資するため、農業体験学習等の取組を推進する教育機関、市町村、農協等に対して情報提供、相談活動等を実施する。

5 海外技術協力への対応

海外からの技術協力等の要請に応えるとともに、普及指導員の国際感覚の涵養等を図る観点から、海外からの研修生等の受入れ、海外の普及事業関係者との交流、関係情報の収集・提供等に努める。